

令和元年6月20日

### 消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベースの登録について

令和元年6月10日から令和元年6月16日までに消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、令和元年6月20日付けで事故情報データベースに登録しましたので、お知らせします。

#### 1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和元年6月5日	ドアホン	数年前から通話機能が故障していたドアホンから異臭がしたため、受話器を外したところ、火花が散り発煙した。	埼玉県
2	平成31年2月23日	保育サービス	ベビーラックに乗せていた乳児をおんぶするためにベルトとテーブルを外した後、保育士がその場を離れた間に、当該乳児がベビーラックから転落し、頭部を骨折。	秋田県
3	令和元年6月11日	運輸サービス	高速バスが大型観光バスに追突し、乗客4名が負傷。	佐賀県
4	令和元年6月12日	教育サービス(小学校の授業)	小学校のプールの授業中に溺れ、誤えん性肺炎で入院。	群馬県

#### 2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車	普通乗用自動車(電子制御ユニット)のリコール。(外-2862) ボディ電装品制御ユニット(BSI)とエンジンリレーユニット(BSM)において、CPU負荷に対する保護制御が不十分なため、電気負荷が大きくなった場合に瞬間的にリセットすることがある。そのため、両ユニットのCPUが同時に一時的機能停止になると、最悪の場合、エンジンが停止するおそれがある。
2	生鮮わさび	生鮮わさびが成分規格不適合で廃棄、積み戻しを指示。
3	普通乗用自動車	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(4509) エアバッグコントローラの制御プログラムが不適切なため、後席ドアを強く閉めた際に、サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ及びシートベルトプリテンショナーが誤って作動することがある。そのため、最悪の場合、エアバッグ展開時に乗員が負傷するおそれがある。
4	普通乗用自動車	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-2854) エアコンプロアコントロールユニットにおいて、ハウジング形状が不適切なため、防水性が不十分なものがある。そのため、同ユニット内部に水分が浸入すると、内部の電気配線が短絡し基板が焼損して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
5	普通乗用自動車	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-2856) エアバックコントロールモジュールのプログラムが不適切なため、イベントデータレコーダー等のエアバック情報の読み出しを行うと、エアバックコントロールモジュールの制御プログラムが意図せず書き換えられてしまうことがある。そのため、エアバック等の乗員保護装置が適正に作動しないおそれがある。
6	自動二輪車	自動二輪車(電気装置)のリコール。(外-2863) フェアリングキットに含まれるイグニッションスイッチにおいて、サブハーネスガイドの形状が不適切なため、ハンドルを左右に切った際、サブハーネスが引っ張られるものがある。そのため、当該ハーネス内の配線が断線し、最悪の場合、走行中にエンジンが停止し、再始動できなくなるおそれがある。
7	普通乗用自動車	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-2867) 燃料装置において、燃料タンクの溶接方法が不適切なため、当該タンク上部に取り付けられたカバープレートが正しく溶接されていないものがある。そのため、走行振動等により溶接部に亀裂が生じ、そのままの状態で使用を続けると、亀裂が進展し、亀裂部位から燃料が漏れるおそれがある。
8	ヒレカツ	他の商品のラベルを誤って貼付したことでアレルギー(卵及び乳)表示が欠落。

#### 3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和元年6月1日	宿泊施設(5月31日の食事)	ノロウイルス	青森県

2	令和元年6月6日	飲食店(6月5日の弁当)	ノロウイルス	静岡県
3	令和元年6月6日(初発)	飲食店(6月6日及び7日の食事)	調査中	岐阜県
4	令和元年6月2日	飲食店(6月1日の食事)	カンピロバクター	奈良県
5	令和元年5月18日	飲食店(5月15日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
6	令和元年6月	飲食店(6月1日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
7	令和元年6月5日	飲食店(6月4日の食事)	アニサキス	高知県
8	令和元年5月30日	販売店(5月29日に販売した食品)	アニサキス	神奈川県
9	令和元年6月10日	販売店(販売日不明の食品)	アニサキス	宮城県
10	令和元年6月4日	飲食店(6月2日の食事)	カンピロバクター	福岡県
11	令和元年6月8日	飲食店(6月7日の食事)	カンピロバクター	宮崎県

「2. リコール・自主回収情報」欄のリコール情報等における()内は、リコール届出番号、改善対策届出番号を記載しています。  
消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、令和元年6月21日20時以降、事故情報データベースで「消費者事故等(2019年6月20日登録分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。上記事故の詳細は事故情報データベースを御覧ください。  
(URL: <http://www.jikojoho.go.jp>)

本件に対する問合せ先 消費者庁消費者安全課 中野 西口 TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290
---